



平成21年全国消費実態調査 年収・貯蓄等調査票の記入のしかた

お願い

家計簿へのご記入ありがとうございます。

さて、あらかじめ依頼状でお願いしておりました、年収・貯蓄等調査票へのご記入をお願いいたします。

記入いただいた内容についての秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入いただくようお願いいたします。

記入が終わりましたら、もう一度内容を確かめ、別にお配りした封筒に入れ密封の上、調査員にお渡しください。

記入に当たっての留意点

- 年収・貯蓄等調査票は機械にかけますので、汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。
- 記入する数字は、「数字の記入例」を参考にしてください。
- 記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 金額は千円単位を四捨五入して、1万円単位で記入してください。
- 該当しない項目については、「0(万円)」とは記入せず、空欄のままとしてください。

*1 每月支給される本給、扶養手当、役付手当のほか、超過勤務手当、出来高歩合金、賞与・その他の臨時収入などを含めた勤め先からの収入総額を記入してください。事業経営のかたわら勤めている人の場合、その勤め先からの収入もここに記入してください。

*2 米、野菜、果物、魚などの農林水産物の売上高から、農機具、肥料、飼料、漁網などの材料費、支払労賃、事業税、固定資産税などの経営上の諸経費を差し引いた純益を記入してください。

*3 売上高から、仕入高、原材料費、人件費、消耗品費、事業税、固定資産税などの経営上の諸経費を差し引いた純益を記入してください。

*4 勤め先、事業からの収入以外の収入で、原稿執筆、個人教授、手内職などにより働いて得た収入は、いずれも材料費などの経費を差し引いた純益を記入してください。

●賃貸住宅やアパートなどからの過去1年間の家賃収入、地代収入額などを記入してください。

●国民年金、厚生年金、共済年金及び恩給の年間受給額を記入してください。

●企業年金（厚生年金基金、企業型確定拠出年金など）、個人年金（国民年金基金、個人年金保険、財形年金貯蓄など）の年間受給額を記入してください。

●預貯金、株式、債券、保険などから得た過去1年間の利子・配当金を記入してください。ただし、株式などの売却によって得た収入は含めません。

●(1)～(9)欄以外の過去1年間の収入を記入してください。

●定額給付金については、世帯の受給額の合計を「①世帯主」欄に含めて記入してください。

*5 米、野菜、魚、卵などの自家産物や自分の店の商品を、過去1年間に家計で消費した分の見積り額を記入してください。

●勤め先から定期券などを現物で支給された場合は、この欄にその額を含めて記入してください。

●年間収入には、もらい物は含めないでください。

総務省統計局

調査員が集めに伺います。

12月 日()午前 時 分ごろ

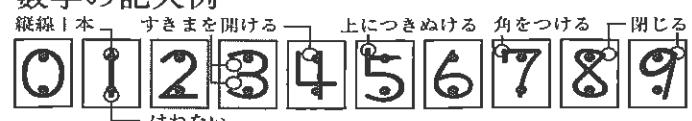
年収・貯蓄等調査票を上記の日時に集めに伺いますので、それまでに記入しておいてください。

上記の日時で都合の悪い場合は、ご面倒でも下記までご連絡をお願いします。

(連絡先)

()

数字の記入例



枠からはみ出したり、小さすぎたりしないように注意し、はっきりと記入してください。

I 年間収入について

あなたの世帯の過去1年間（平成20年12月から21年11月）の年間収入（税込み）はだいたいどれくらいになりますか。

- 退職金、土地・家屋、株式などの財産売却によって得た収入及び相続した預貯金など一時的な収入は除いてください。
- 収入のある各世帯員について収入の種類ごとに金額を記入してください。
- だれの分かはっきりしないものは、世帯主の分に含めて記入してください。
- 他の世帯員は、③、④のそれぞれ該当する世帯員の合計を記入してください。

収入の種類	①世帯主		②世帯主の配偶者		他の世帯員				
	(億)	千	百	十	一	千	百	十	一
(1)勤め先からの年間収入 ※1	5	6	3	万円	9	2	万円		
(2)農林漁業収入 ※2				万円			万円		
(3)農林漁業以外の事業収入 ※3				万円			万円		
(4)内職などの年間収入 ※4				万円			万円		
(5)家賃・地代の年間収入 ※5				万円			万円		
(6)公的年金・恩給				万円			万円		
(7)企業年金・個人年金受取金				万円			万円		
(8)利子・配当金				万円			万円		
(9)親族などからの仕送り金				万円			万円		
(10)その他の年間収入				万円			万円		
(11)現物消費の年間見積り額 ※5				万円			万円		

- 世帯主、世帯主の配偶者以外の世帯員で、65歳以上の人には③、65歳未満の人は④の欄にそれぞれ該当する人の年間収入額の合計を記入してください。

③、④欄には、世帯主及び世帯主の配偶者の分は含めないでください。

二人以上の世帯のうち、平成21年9月1日現在、その世帯の家計を主に支える人が、単身赴任や出稼ぎ等で長期不在となった場合の年間収入の記入は、次のようにしてください。

平成20年12月1日以前から長期不在で、調査日現在も引き続き不在の場合

家計を主に支える人から仕送りがあれば、「①世帯主」欄の「(9) 親族などからの仕送り金」欄に記入してください。

平成20年12月1日から調査開始日（平成21年9月1日）までの間に不在となり、調査日現在も引き続き不在の場合

不在となった以降の分は、家計を主に支える人から仕送りがあれば、「①世帯主」欄の「(9) 親族などからの仕送り金」欄に記入しますが、不在になる前については、「他の世帯員」欄の該当する欄に記入してください。

調査の内容や調査票の記入のしかたなどについて分からない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただかく、下記のコールセンターにご連絡ください。

全国消費実態調査コールセンター

設置期間：平成21年12月15日（火）まで

* 固定電話からおかけになった場合は、全国一律市内通話料金でご利用になれます。

* 携帯電話・PHS・一部のIP電話などからは、



受付時間：午前8時～午後9時（土・日・祝日を含む）

おかげください。（この場合、通常の通話料金がかかります。）

単身赴任や出稼ぎのために配偶者等の家族と別居している人は、留守世帯で管理している貯蓄及び借入金を除いて記入してください。

- 預貯金の通帳や証券などで金額を確かめてください。
- 金額は千円単位を四捨五入して、1万円単位で記入してください。
- 国民年金、厚生年金、共済年金といった公的年金保険料、国民年金基金、厚生年金基金、確定拠出年金などの掛金、貸した金、たんす預金、手持ち現金などは貯蓄に含めないでください。
- 外貨預金・外債は、(2)～(7)の該当する欄及び(8)欄に含めて記入した上で、(10)欄にも記入してください。なお、平成21年11月末日現在の為替レートで円に換算し、記入してください。

● 外貨預金・外債とは、ドルなど外国通貨建ての預金、株式、債券、投資信託、保険をいいいます。
なお、外国債券・投資信託であっても円建てのものは含めませんが、二重通貨建てのもの（デュアルカレンシー債、リバース・デュアルカレンシー債など）は含めます。

- 契約書や領収書などで金額を確かめてください。
- 金額は1万円未満を四捨五入して、1万円単位で記入してください。
- 郵便局や銀行からの借入金だけではなく、勤め先の共済組合、親戚、知人などからの借入金も含めてください。
- クレジットカードで買い物をし、代金を2回以上に分けて支払う場合は、(1)欄に未払残高を記入します。
1回払い、ボーナス一括払いの未払残高を記入する必要はありません。
- クレジットカードなどでキャッシングを利用している場合は、未返済の残高を(2)又は(3)の該当する欄に記入してください。

2 貯蓄 現在高について

あなたの世帯では、平成21年11月末日現在で貯蓄がいくらありますか。

- 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。
- ここでいう貯蓄には、家計用だけでなく個人営業のための分も含めます。
- 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。

		(億) 千 百 十 一	
(1)	ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命 保険管理機構（旧日本郵政公社）	定期預金・定期積金 定額・定期・積立貯金 普通預金 その他の預貯金	: : : 7 3 万円
(2)	銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関	定期預金・定期積金 普通・当座預金 その他の預貯金	: : 1 9 1 万円 : : : 4 0 万円
(3)	生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年金商品) (加入してからの払込総額) ※掛け捨ての保険は含めません		: : 1 7 8 万円
(4)	貸付信託 金銭信託(額面)		: : : : : 万円
(5)	株式・株式投資信託(時価)		: : : : : 万円
(6)	債券(額面) 公社債投資信託(時価)		: : : 5 2 万円
(7)	その他(社内預金など) 名称を具体的に記入してください 社内預金		: : : 6 0 万円
(8)	合 計		: : 5 9 7 万円
(9)	上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄		: : 1 2 0 万円
(10)	上記(8)のうち外貨預金・外債		: : : 5 2 万円

- 「通常貯蓄貯金」は「普通預金 その他の預貯金」に含めます。

- 万が一のときに受け取る保険金ではなく、保険料の払込総額を記入してください。
- 払込総額がはっきりわからない場合は、過去1年間に払い込んだ金額に、今まで払い込んだ年数を乗じて推定した金額でも差し支えありません。

- 貸付信託、金銭信託、債券は額面で、株式、株式投資信託、公社債投資信託(MMF, MRF, 中期国債ファンドなど)は平成21年11月末日現在の時価で記入してください。
時価がわからない場合は、額面で記入しても差し支えありません。

- 社内預金（労働基準法に基づき、会社と社員との協定により、会社自らが社員の預金を受け入れて管理するもの）、勤め先の互助会（ただし、冠婚葬祭を目的とした互助会は除く）や共済組合などへの預貯金は、この欄に記入します。

- 財形貯蓄（勤労者財産形成貯蓄）は、該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。例えば、都市銀行の定期預金口座に預入している場合は、(2)の「定期預金・定期積金」欄に含めて記入してください。

3 借入金残高について

あなたの世帯では、平成21年11月末日現在で借入金あるいは月賦・年賦の未払残高がありますか。

- 借入金の種類ごとに残高を記入してください。
- ここでいう借入金には、家計用だけでなく個人営業のための分も含めてください。

	(億) 千 百 十 一	
(1)	月賦・年賦の未払残高 ※乗用車、電気製品などの耐久消費財や衣類などを月賦・年賦(分割払い)で購入した場合の未払残高	: : : 1 6 万円
(2)	住宅の購入・建築・増改築 土地の購入のための借入金残高	: : 7 3 3 万円
(3)	(1)及び(2)以外の借入金残高	: : : 3 5 万円

- 教育ローンなど生活に必要な資金、事業に必要な開業資金・運転資金を借り入れている場合などに記入してください。